

## 第8回持続可能性有識者委員会

日時：2023年7月14日（金）9時30分～11時30分

会場：ウェブ会議システムにおけるオンライン開催

### ■出席委員（五十音順・敬称略）

委員長： 伊藤元重

委員： 浅利美鈴、下田吉之、高村ゆかり、竹内純子、朝野和典、松原稔、  
山田美和、渡邊綱男

### ■議事：

#### 1. 開会

#### 2. オンライン上の発言における諸注意と緊急連絡先

#### 3. 本日出席委員の確認

#### 4. 審議・報告事項

##### ①大阪・関西万博の直近の動きについて

伊藤委員長：おはようございます。伊藤でございます。いつも色々なお立場からご意見をいただき、大変感謝しております。そのような形でまたご意見いただければと思います。万博の日程も迫っておりますので、より具体的に議論を深めていく必要があると思います。皆さんの貴重なご意見を参考にさせていただきたいと思います。それでは、早速議題の一つ目である大阪・関西万博の直近の動きにつきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局：博覧会協会持続可能性部の永見でございます。資料8-2となります。開会に向けて色々な動きがありますが、関係する部分だけ、最近の動きある部分を簡単にご説明差しあげます。

4月に起工式を行い、工事が開始されています。工事が開始されるということは、調達コードに基づいて、色々なものが調達されることになり、そちらのチェック体制なども、しっかりしていきたいと思っております。特に、調達コー

ドの個別基準で「木材」を定めておりました、木材については工事で使われると思われま。また、今回の調達コードにつきましては、参加国にもご理解いただいで、守っていただくことになっています。各国が集まる IPM という国際会議を 2022 年 10 月、2023 年 6 月に行った際に、調達コードの概要についても紹介を差し上げています。

そして、持続可能性に關係の深い話として、「テーマウィーク」を実施することになり、公表させていただいています。テーマウィークは、世界中の国々が半年間にわたり同じ場所に集う万博の特性を生かし、地球的規模の課題の解決に向けて英知を持ち寄り、対話による解決策を探る取組です。1 週間ごとに地球的課題をテーマに設定し、主催者だけでなく、公式参加国、出展企業等の万博参加者、全国の自治体、産業界等が集い、解決策を話し合う「対話プログラム」と、行動のための「ビジネス交流」などを実施していくということになっています。内容については、今後詰めていくこととなりますが、5 つのトラックがあります。公式参加者、日本国政府・自治体のパビリオン、TEAM EXPO という市民の方々の参加からなるところ、万博参加企業、の方々には、テーマに沿ってイベントをそれぞれで考えていただくことになっています。そして、トラック 3 では、アジェンダ 2025 というこで、テーマウィークのプログラムを博覧会協会が主催で行っていくこととなります。これから具体的に検討ということとなりますが、車座トーク、またはシンポジウムという形になるか、世界の人たちに集まっていただいで、場合によってはインターネットも使って発言していただき、メッセージを発信していくこと、様々なステークホルダーが横断的に参加し、多様性と自由な対話をしていくことを考えています。最終的にアジェンダ 2025 のプログラムは、少なくとも複数を用意していきたいと考えています。そして、テーマウィークのテーマですが、資料の通り、8 個のテーマになっています。地球の未来と生物多様性、健康とウェルビーイング、平和と人権、食と暮らしの未来、学びと遊び、未来への文化共創、未来のコミュニティとモビリティ、全体横断ということ、SDGs+Beyond となっております。私ども博覧会協会の持続可能性部も、關係の深いテーマ、地球の未来と生物多様性や、食と暮らしの未来などのテーマについては議論に参画してアジェンダ 2025 を中心としたプログラムの構成をしているところです。以上です。

伊藤委員長：ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。渡邊委員、お願いします。

渡邊委員：ありがとうございます。テーマウィークの関係で発言したいと思います。

テーマウィークの中で、地球の未来と生物多様性というテーマを掲げ、テーマの問いとして「豊かで多様ないのちが住む地球を未来に残すために、私たちは何をすべきか？」と設定をしていただいたことは、大変意義深いと評価しております。昨年末に、世界で日本も含めて合意をした、新しい生物多様性の世界目標があります。2050年のビジョンで人と自然の共生が掲げられ、2030年までのミッションとして、自然を回復の軌道に乗せる、いわゆるネイチャーポジティブが位置づけられました。このような世界的に重要なテーマについて、万博から世界に向けて、今後の方向性について発信していけるような活動を展開していただけたらと思います。その際に、これまでに申し上げてきました、夢洲の湿地環境の保全と回復に最善・ベストの対策を講じていくということがセットとして不可欠ではないかと思っています。IUCN レッドリスト、国際的に絶滅のおそれのある絶滅危惧種を選定する取組があります。その鳥の部門の評価機関になっているバードライフ・インターナショナルという国際的 NGO があります。バードライフ・インターナショナルが先月末に万博に関して意見表明をしています。いくつか指摘されているのですが、この万博計画に伴う開発、万博期間中の事業、そして万博終了後の跡地利用によって、夢洲の湿地環境が失われる可能性があり、そのため、博覧会協会、その他関係者が、専門家や市民団体、あるいは万博出展企業の知恵や、技術的な知見を生かして、夢洲の湿地環境の保全と再生を確実に実施してほしいということ、また、南港野鳥園とあわせて夢洲を大阪湾の海岸環境再生の拠点としてほしいということが述べられておりました。そのことが、新しい生物多様性目標、日本も含めて合意した「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対して重要な貢献になるという意見表明です。世界の環境団体から、この夢洲における湿地環境がどうなるかということが、大変注目、懸念されており、良い形で保全対策を実現するためにあらゆる手段を講じてほしいという内容になります。そのため、この万博の開発で湿地環境を壊してしまっていて、テーマウィークで色々な発信をしても世界から評価はされないと思います。テーマウィークの発信と夢洲の湿地環境の

保全をセットで良い形で実現することがとても大事だと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員長：ありがとうございます。他にどなたかご発言・ご質問ありますでしょうか。山田委員、お願いします。

山田委員：伊藤先生、ありがとうございます。このテーマウィーク、大変興味深い試みで、わくわくしております。私自身、平和と人権という言葉が明確な形でテーマとして掲げられているのは、本当に素晴らしいと思っています。しかし、平和と人権ウィークでカバーされている、例えば最初の飢餓、貧困の部分はまさに食の話であり、フードロスの話、健康やウェルビーイングの話と繋がってきますので、平和と人権ウィークのテーマ領域に入っている盛りだくさんのコンセプトは、実は他のウィークに横串で刺さなくてはならないものです。正直に言うと、こちらに難しいものを全部突っ込んでしまわれているような気がします。平和と人権ウィークだけがこれらのテーマを扱うのではなく、これらのテーマを課題解決していくために他の様々なものもあるため、飢餓や貧困の部分を例えば、別のウィークが全然別次元のもののように見えてしまうようなテーマの設定ではなく、これらが全て繋がっているというような取り上げ方、コンセプトのピックアップをしていただけたらと思います。これは希望です。

伊藤委員長：ありがとうございます。貴重なご意見を2ついただいたため、事務局から今の時点で、何かありますか。

事務局：渡邊先生、ご指摘ありがとうございます。環境影響評価に基づいて、湿地の保全回復など、現在ある自然環境の保全をしていくということで取り組んでおりますし、別途、渡邊先生やNGOの方々とも意見交換をさせていただいています。また、NGOの方々には、現場を見ていただく機会も設け、意見交換やコミュニケーションを図りつつ、今後もやっていきたいと思っています。

山田先生のご指摘も、ありがとうございました。確かに、重なり合う部分がそれぞれのテーマにあるということで、最後のまとめとして、横串のテーマとなるSDGs+Beyondを設けております。もちろんそれに関わらず、それぞれが、繋がっております。SDGsも17の目標がありますが、17個全てが繋がっているという理解が重要だと言われているので、その点は意識し、今後の企画構成をしていきたいと思っています。

伊藤委員長：はい、どうもありがとうございます。それでは、2つ目の議題に移りたいと思います。「持続可能性に配慮した調達コード」の改定及び通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）につきまして、事務局からご説明をお願いします。

## ②「持続可能性に配慮した調達コード」の改定及び通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）について

事務局：博覧会協会黒川でございます。本日は、前回の有識者委員会後に実施しました意見募集の結果と、持続可能な調達ワーキンググループ（以下、「調達WG」と記載）における議論を踏まえた調達コードの改定についてご報告するとともに、調達コードの運用の中で実施してまいります、通報受付対応等について、資料 8-3 をもとにご説明差しあげます。

1 ページ目です。調達 WG につきましては、前回（3月）のご報告以降、6月19日に実施しております。ご議論いただいた内容は、記載の通り調達コードの改定に向けて、また調達コードに関する違反が疑われるような通報等を協会が受け付けて対応する通報受付対応について、そして今後のスケジュール等についてです。これらの議論の結果を踏まえた内容等につきましては、2 ページ目以降でご説明差しあげます。

2 ページ目、調達コードの改定版の公表に向けてでございます。前回の有識者委員会でお示しをした調達コードの改定案をもとに、意見募集を、3月15日から4月14日まで1か月間行いました。周知としては、協会のホームページで公開するとともに、協会のツイッター、フェイスブックで発信し、また、これまで個別で意見交換をさせていただきました方々にもメール等で周知をいたしました。意見募集の範囲は、今回の改定予定部分ということで、具体的には農・畜・水産物、パーム油の個別基準の追加、および共通基準の一部の改定です。意見書の提出につきましては、50者ございました。内容としては95件です。いただいた内容については、時間の関係で本日は一部のみご紹介差しあげます。まず、農産物については、基準を満たすものが十分確保できるよう、自治体や認証機関などと対策を行うようにというご意見でした。畜産物については、推奨基準に、アニマルウェルフェアに関する項目の追加等、具体的な案をいただきました。水産物については、認証名の記載の変更の他、絶滅危惧種については東京 2020 大会同様に一部使用できることとしていますが、それらが

持続可能な水産物と誤った説明で提供されないようにというご意見と、違法な漁業などによるものが提供されないようにというご意見でした。共通では、具体的な数値目標を設定すべき等のご意見がございました。意見募集でいただいた全ての意見と、意見への対応につきましては、資料 8-4 に記載しておりますが、本日は対応についてポイントのみご説明差しあげます。対応といたしましては、資料に記載していますとおり次のおりです。畜産物の推奨基準に具体的な内容を追加するようというご意見を頂戴しましたので、そちらを追加しています。また、博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証の他にも、そのようなものがあるというご指摘をいただきましたので、認証「等」にいたしました。それから、水産物認証制度の認証名 MEL というのは、Ver 2.0 と記載していましたが、現在 Ver 1.0 がなくなっており、Ver 2.0 の記載がなくとも理解ができるため削除しています。その他のご意見については、今後の改定や運用等の参考とさせていただきたいと考えています。これらの内容につきましては、調達 WG で詳しくご説明した上でご了承いただいております、本日はご報告とさせていただきます。

また、資料には記載しておりませんが、調達 WG でも貴重なご意見をいただきましたのでご紹介します。万博での調達コードは高いところを目指すべきだと思うが、性格上、最低基準になりがちであり、この基準を満たすことは当然だが、事業者等がより高いところを目指して達成したことが評価される仕組みを追加的に入れてはどうか、というご意見。また、最低限の基準だけではなくて、大きく方向性を示して目指すことが大事であり、その意味では調達コードだけ公表するのではなく、内容等を詳しく説明した解説書などもセットで必要だというご意見。その際、解説書には、どのような背景や実態からこのような基準にしたのか、運用に関する具体的なルール、また注目度の高いアニマルウェルフェア、パーム油、絶滅危惧種に関する補足情報などについて明記してはどうかというご意見をいただきました。いずれも今後、事務局が作成する調達コードを解説、補足する資料に、事業者等にとってわかりやすく、丁寧に記載するようというご意見と受け止めています。また、前回の有識者委員会でも運用に関してご意見を頂戴しておりましたので、現在事務局で調達コードを解説、補足する資料の内容につきまして、追加的に検討しているところです。なお、今後の調達コードの予定としては、本日の委員会で改定内容等をご報告し、協会内手続きを経まして、7 月中に公表予定としております。

続きまして3ページです。参考として、初版からの主な改定のポイントを簡単にまとめたものとなっています。共通基準につきましては、通報受付対応、脱炭素、参考文献に関して改定をして、個別基準としては、農・畜・水産物、パーム油を追加しています。

4ページ目です。食品関連個別基準について、東京2020大会から更に進化させたポイントをまとめたものになります。

なお、資料8-4は意見募集結果と対応について、資料8-5は調達コードの改定案です。資料8-5の改定案については、初版からの改定箇所を青字で、意見募集時の案から変更点を赤字として、記載しております。意見募集時の案からの変更点は、意見募集結果を受けた修正や調達WG委員からのご意見を踏まえた修正、その他表記の変更などをしてしております。以上が調達コード改定に関する説明でございます。

事務局：博覧会協会志知でございます。5ページ、通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）に関する検討状況についてご報告いたします。調達コードにおきましては、調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、これに適切に対応するため、通報受付窓口を設置するということが明記されているところです。前回委員会でもご報告いたしました通り、通報受付窓口の設置に向けては、昨年10月から11月にかけて実施した「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応要領（案）」に対する意見募集の結果等も踏まえて、引き続き調達WGにおいてご議論を積み重ねていただけてきました。先日の第9回調達WGにおきましては、通報受付対応の在り方に関して、改めてご確認、ご議論いただき、さらに各委員よりいただいたご意見を反映した上で、基本的な枠組みについては、概ねご了解をいただいたところです。

通報受付対応の基本的な枠組みとしては、2つの文書の取りまとめを進めています。1つは、「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応要領」で、通報受付対応における実施体制、対象案件、案件処理のプロセスなどを定めたものです。これに加えて、もう1つは、「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応における助言委員会及び通報受付対応アドバイザー会議による助言等に関する要綱」で、通報処理の中立性、公平性を高めるために、有識者で構成される助言委員会または通報対応アドバイザー会議を設置して助言等を受けることに関して、その手続き、運用等を定めたものです。こ

これらの文書につきましては、資料 8-6 及び資料 8-7 として、お手元にご用意をしています。本日の議論も踏まえて取りまとめ、調達コードに係る通報受付窓口の設置・運用を進めてまいりたいと考えています。なお、通報受付対応の仕組みの概要につきましては、この後、簡単にご紹介いたします。また、通報受付対応に関しては、助言委員会の委員候補者及び通報対応アドバイザーを新たに選任することとなっています。その人選については、「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応要領」に基づき、あらかじめ調達 WG より専門的知見に基づく中立的立場からのご助言をいただくことになっています。これに関する進め方につきましても、先日の調達 WG においてお諮りし、今後、各委員にご意見をお聴きしながら人選を進める予定となっております。

6 ページ、通報受付対応の概要について簡単にご説明差しあげます。調達コードに係る通報受付窓口については、調達コードの不遵守に関する通報を受け付けて、それらの迅速かつ適切な解決に向けて必要な対応を、公平かつ透明性を持って実施するため、有識者で構成される助言委員会や通報対応アドバイザー一会議の助言等を求めつつ、案件処理のプロセスを進める仕組みとなっています。資料の真ん中の灰色の枠の中に、通報の受付からの案件処理の標準的なプロセスをお示ししています。通報受付窓口においては、通報者からの通報を受け付けましたら、その内容等に関して処理手続きを開始するか審査を行います。処理手続きの開始の審査等を行うにあたっては、正当性、客観性を確保する観点から、有識者から成る通報対応アドバイザー一会議に助言を求めるとしてあります。処理手続きを開始すると判定した案件については、当事者等からそれぞれ情報収集し、論点を整理するとともに、通報案件ごとに有識者から成る助言委員会を組成します。助言委員会から適宜助言をいただきながら、まずは、通報者や被通報者等当事者による対話の機会を設けて、当事者による自主的な合意形成に向けた対話が行われるように促します。これらの情報収集や当事者間の対話の結果、調達コードの不遵守が認められた場合、被通報者等に対して改善措置を求めるなどしまして、その進捗状況や結果の確認を行います。通報案件について処理が適切に行われたことを確認しましたら、処理プロセスが完了したことの判断を行うこととしています。以上のプロセスを基本として処理することとしておりますが、案件の内容や性質に応じて、一部手続きを変更することも想定しております。大阪・関西万博における調達コードに関しての通報受付対応の仕組みにつきましては、東京 2020 大会の経験を参考にし



つつ、調達 WG のご議論を受けて更なる進化を目指したものです。主な変更点を 3 点ほどご紹介します。1 点目は、通報者に関する制約を取り払った点です。調達コードの不遵守の結果として負の影響を受ける当事者などに限らず、あらゆるステークホルダーが通報を行うことができるものとしています。2 点目は、サプライヤー等の積極的な協力を明確に盛り込んだ点です。通報の円滑かつ適切な解決に向けた対応におきましては、サプライヤー等の皆様にご協力をお願いしていくことが重要な要素と踏まえて、実施体制や案件処理のプロセスのところに明記をしています。3 点目は、通報対応アドバイザリー会議による関与を新たに設けた点です。案件処理のプロセスの初期の段階においては、例えば大阪・関西万博に関連する調達と関係が認められない等の理由によって処理手続きを進めないという判断を行うことになる可能性も想定されるところを、博覧会協会内部の審査・判断のみによるのではなく、正当性、客観性を確保する観点から第三者に助言を求めるという仕組みを新たに設けています。以上が、主な変更点となります。通報受付対応の仕組の概要についてのご説明は以上でございますが、お気づきのことなどございましたら、この後、ご質問やご意見などいただければと思っております。

7 ページ、調達コードの遵守状況の確認・モニタリングについて、ご報告いたします。調達コードにおいては、サプライヤー等における調達コードの遵守状況に関して、必要があると認めるときは、確認・モニタリングを実施することになっています。これに基づき、調達コードの遵守状況の確認などを目的とした事業者ヒアリングを実施したいと考えています。大阪・関西万博に関連する調達に関わる事業者さんから、リスクの高さなどによって対象を選定してヒアリングを実施し、調達コードに関する取組状況等を確認するなど、必要な対応を行っていく予定です。中段の表中に、大阪・関西万博の全体スケジュールを考慮した各年度の計画イメージをお示ししています。万博開催までの間は、会場整備工事の進捗や、例えば催事参加、営業参加の具体化といった状況も考慮しながら、主に個別基準に係るものを中心に事業者ヒアリングを実施してまいりたいと考えています。また、公式ライセンス商品について、何か問題が生じたときの影響も考慮して、優先的に確認を行っていきたいと考えています。今後、以上のような計画に沿ってヒアリングを実施するとともに、その結果については、適宜調達 WG にご報告し、必要に応じてご意見をいただきながら見直

しを行ってまいりたいと考えています。調達コードに関するご説明は以上です。

伊藤委員長：ありがとうございました。それでは、今ご説明いただいた2件につきまして、ご発言・ご意見・ご質問ございましたら、ご発言いただきたいと思います。山田委員をお願いします。

山田委員：ありがとうございます。私自身、調達WGの委員の方もさせていただいておりますので、いくつか補足とクラリフィケーションをお願いしたいところを申し上げたいと思います。まず1つには、今回の通報受付制度、グリーンパス・メカニズムと言われるものです。私自身も東京2020大会で通報受付対応の助言委員候補を務めておりました。調達コードの対象案件となると、その案件毎に助言委員会が設置されて、そこで初めて助言委員として自分の仕事が来るようになっていました。助言委員会に上がってくる通報はあったものの、調達コードの対象案件なのかどうかというところは、既に事務局の方で処理をされていて、調達コードの対象案件というものだけが助言委員会にあがってくるという形のため、結局上がってきた件数は非常に僅少なものでした。調達コードの対象案件なのかどうかという部分は、客観的に後から皆さんにきちんと説明できる形にすることが必要だと思われるため、今回通報対応アドバイザーとしてどなたを選定するかが重要になってくると思うのですが、通報対応アドバイザーの設置は大きく前進をしたと思っています。もう1点、これはクラリフィケーションですが、最後のモニタリングは、限られた企業を一部選定してヒアリングを実施し、モニタリング、いわゆる調達コードの遵守ができていないか・できていないか、どういったところに難しさを感じているのか等をヒアリングするのか、この調達コード自体の遵守のモニタリングなのか、どのように実施されるかご説明いただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

伊藤委員長：それでは、ご説明お願いできますか。

事務局：山田委員、ありがとうございます。博覧会協会の志知です。まず、確認・モニタリングの対象につきましては、山田委員がおっしゃったように、一部の事業者等を対象に実施することになると思っております。調達コードの適用対象は、大阪・関西万博の参加者や全てのサプライヤーになっていて、非常に数が多くなるということで、全ての事業者等に直接確認・モニタリングを実施するのは現実的に難しいというところで、これまでのご議論を踏まえて、全くラン

ダムに選ぶということではなくて、リスク等色々事情を考慮した上で選定し、一部の関係する事業者等に対して行っていくことを考えております。もうひとつは、基本的には調達コードの遵守状況の確認・モニタリングのために実施するというを目的として考えておりますが、ヒアリングという言葉を使っておりましたのは、先ほど山田委員からも言及していただいたかと思えますけれども、単に調達コードの遵守状況ということだけではなく、色々な事業者において調達コードあるいは調達に関して色々考えられていることを広くお話をお伺いできればということで、ヒアリングという言葉を使っております。以上です。

伊藤委員長：山田委員、よろしいでしょうか。

山田委員：はい、ありがとうございます。

伊藤委員長：それでは渡邊委員、お願いします。

渡邊委員：ありがとうございます。ご説明の中で絶滅危惧種の問題が一つ挙げられていました。絶滅危惧種といったときに、色々な絶滅危惧種の選定があり、世界全体の絶滅危惧種を IUCN が評価してリストとして発表しているものがありますし、各国が各国の状況に応じて絶滅危惧種の評価、選定を行っているものがあります。日本の絶滅危惧種のリストもありますし、色々な資源を採取する相手国での絶滅危惧種の評価選定もあります。この調達コードの中で絶滅危惧種といったときに、どの絶滅危惧種を対象にしていくのかという考え方を整理して伝えていくことが必要ではないかということが1点です。

それから、絶滅危惧種の問題も含めて、調達コードの中で生物多様性の保全という項目があり、生物多様性や生態系への負荷の軽減に取り組むということがあります。それが確実に遵守されていくように、今ご説明いただいた通報受付対応の助言のシステム、アドバイザリー会議や助言委員会などに生物多様性や生態系の専門家が加わっていくことも必要ではないかと思いました。以上です。

伊藤委員長：続きまして、松原委員お願いいたします。

松原委員：ご説明いただきまして、ありがとうございました。このようなグリーンバンスについても、それぞれの調達コードの適用範囲の拡大というテーマについても、国際的に注目される博覧会での取組ですので、グローバル目線に対応して

いくことがとても大事だと思っております。全般的なご説明については、非常に前向きに捉えているところです。

ご質問が2つあります。1つはパーム油についての話で、もう1つはグリーンバンス・メカニズムについての話です。1つ目のパーム油については、他の調達コードでも共通する話だと思いますが、いわゆる認証油を使うということによって、それらの基準が確保できたという形にならないようにしていただきたいと思っております。もちろん、結果としてそうなるというのは分かります。大事なことは、万博博覧会の精神であります、いのち・未来だと思っております。調達することの意義は何なのか、それを推奨することの意味は何か。さらに言うと、調達WGの委員のコメントにもありましたが、最低基準なので、それを上回るものについては、きちんと自ら発信していくことはすごく大事なことです。同時に、これらを行うことによって特にパーム油の場合はNDPE原則というものがあり、No-Deforestation、No Peat、No Exploitationというような形で、森林破壊なし、泥炭地開発なし、搾取なし、という大きな目標に合致する枠組としてこれらが位置づけられている部分もあると思っております。つまり、調達することが目的ではなく、その先にある森林破壊なし、泥炭地開発なし、搾取なし、というような枠組までを網羅、包含した形のメッセージを伝えていただきたいところです。今はパーム油でお話させていただきましたが、広く調達コードについての精神の確認になります。

もう1つは、グリーンバンス・メカニズムについてです。こちら先ほどのパーム油と同じく、枠組を作ることが目的ではなく、いかに実効性を高めていくかがとても大事だと思います。その意味では、いわゆる通報受付だけではなく、通報を広く促していく枠組としてどのように捉えているかというのが、とても大事だと思います。これについてのご見解をいただきたいというのが1つです。それから、先ほどお話にありました助言委員会をワークさせていく上では、ライツホルダーを集めていくなど、仕組作りというのは、とても大事だと思いますので、モニタリング機能の発揮と同様に、適切な対応をお願いしたいと思っております。以上です。

伊藤委員長：どうもありがとうございます。松原委員からのご質問がありましたため、お答えいただけますでしょうか。

事務局：博覧会協会黒川です。パーム油について、私からご説明させていただきます。松原委員がおっしゃった、認証油であれば OK とするようなことはよくないという議論は調達 WG でもしておりました。また、まさにおっしゃったような、どういう意味合いで調達コードを作っているのかという点や NDPE についても、調達コードにはそこまでは記載できておりませんので、先ほど申し上げました調達コードの解説・補足をする資料の中で、事業者にどのような意味合いでこのようなルールを作ったのか、このようなお願いをしたいという点を記載したいと考えています。

伊藤委員長：もう一つのグリーンバンス・メカニズムについてのご質問について、お願いいたします。

事務局：博覧会協会志知です。まず、松原委員からいただきました点、通報を促していく取組についてです。仕組をワークさせるために通報を促していくことが重要であるというのは、その通りと認識しています。まず仕組み的なところでは、できるだけ通報を受け付ける間口を広げるという点について、調達 WG でも非常に沢山のご意見をいただきまして、東京 2020 大会の場合や一般的な事例を見ましても、直接的な負の影響を受けるなどの関係が認められるところ限定されるケースもあるかと思いますが、今回はそのような制約を取り払い、あらゆるステークホルダーが通報可能にしたというところが、まずひとつです。その上で、東京 2020 大会でも実施されたように、実際に通報しようという方に知っていただき、通報しやすい形にしていく重要性も、調達 WG でご指摘をいただいているところです。この点につきましては、過去の事例や企業の事例を参考に、例えばサプライヤーの方々に、このような仕組みがあるというのを私達からお伝えし、サプライチェーンを通じて労働者の方に知っていただくような働きかけをするということを含め、引き続き検討しながら、知らなかったということにならないようにしっかりやっていきたいと考えています。また、助言委員会についても、ワークさせるために色々なライツホルダーを集めていくというご意見をいただきました。こちらにつきましては、案件ごとにどのような方になっていただくのかを、どのような案件が出てくるかまず想定しながら、できるだけ多様な立場の方のご協力をいただけるようにとのご意見をいただいているところです。引き続きご意見をいただきながら、人選を進めてまいりたいと考えております。先ほど渡邊委員からも、特に生物多様性の観点から、助言システムの中に専門家を加えることが重要ではないかのご指摘をい

いただきましたけれども、生物多様性あるいは自然環境分野につきましても通報が想定されますので、色々なご意見を聞きながら、そのような専門家の方も含めるように進めていきたいと考えているところでございます。

伊藤委員長：どうもありがとうございます。それでは、浅利委員、お願いします。

浅利委員：ありがとうございます。まず調達コードのところ、数値目標の設定があった方がいいのではないかと皆さんからのご意見に対して、今現段階では難しいという対応になっています。例えば、調達コードのチェック機能も含めて基本的には調達コードを守ってもらうとすると、目標自体も100%導入する等は可能ではないかと思いました。過去の事例を含め、ゼロ回答にならない対応がありうるのであれば、今後検討いただきたいと思いました。それから、先ほどのグリーンバンス・メカニズムの話についてです。まず東京2020大会でどれほどの通報、もしくは通報がどこまで上がったかはともかく、どのような案件があったのかということはぜひ調べていただきたいと思えます。基本はそのようなことが起こらないように皆さんに正確に認識して運用していただくことが理想ですが、件数的に数字でどれほどあるようなものなのか、相場観があれば教えていただきたいです。また、一般的には、どちらかという人権関係や労働関係が結構関わる部分で、必ずしも調達コードだけでカバーできない部分もある気もしたのですが、そのあたりも教えていただけますでしょうか。それから、苦情処理、通報ということで、対立構造になってしまうものの、お互いに知見を持ち寄って高めていくメカニズムであるというニュアンスを、甘いかもしれませんが出せた方がいいと思えます。通報する側も通報された方も前向きに取り組めるようなニュアンスになるといいと思いました。以上です。

伊藤委員長：どうもありがとうございます。今の点もご質問だと思いますので、数値目標とグリーンバンス・メカニズムの状況について教えていただけますでしょうか。

事務局：博覧会協会黒川です。数値目標につきまして、説明が不足しておりましたので、少し詳しくご説明させていただきます。最低限の基準については100%守っていただくこととしておりますので、そちらについては、特にご意見はありませんでした。他方、推奨基準については、例えば、優れた農産物を10%、50%、または80%がいいのか合理的な数値を策定することができないため、数

値目標は掲げないこととしています。繰り返しになりますが、今回定めている最低限の基準は 100%守っていただくと決めているところです。

また、先ほどの渡邊先生からの絶滅危惧種のお話へお答えさせていただきます。絶滅危惧種は IUCN のレッドリストをもとに考えておりまして、調達コードにも明記しています。ただ、それが具体的に何かというのはなかなか事業者へ分かりにくいところがあるため、解説資料の中で詳しく記載したいと思っています。

伊藤委員長：それでは、グリーンバンス・メカニズムについてお願いいたします。

事務局：博覧会協会志知です。まず、浅利先生から東京 2020 大会のときの件数や相場感についてご質問いただきました。東京 2020 大会に関する状況ということで、組織委員会において大会後に一定時点の状況について公表されている情報がございます。それによると、基本的に受付期間中にメールで通報を受け付ける形になっておりまして、メールは 116 件あったのですが、その中には組織委員会に対する営業目的のもの等が含まれていたため、調達コードに関する通報として受け付けたものという意味では、その内 18 件と承知しています。人権・労働のような分野が多いのではないかというお話でしたが、私どもで公表された情報の内容を分析したところ、いわゆる労働、人権に関するようなものが 10 件、木材やパーム油に関するもの、広く言えば環境に関するものが 6 件、それ以外のもので 2 件という内訳でした。先ほど山田委員からも言及ありましたが、18 件の内、事実関係の情報収集等した上で助言委員会を組成して処理のプロセスに進んだものは 3 件だったと承知しております。件数につきましては、東京 2020 大会の事例であり、イベントとしての性質の違い、例えば会期が全く異なり、参加者の数や多様性もおそらく違うのではないかとと思われるため、どれくらいの件数になるかというのはなかなか想定しにくいものの参考にしているということです。また、本来は問題がないことが一番望ましいのですが、やはり通報の件数自体が少ないのは、先ほどもありましたように、この仕組み自体が知られていないとかワークしてないといった可能性も考えられるため、留意しながら取り組んでいきたいと思っています。

また、対立構造にならないようにという点では、どうしても通報の入口でそのようになりがちという可能性もあるかと思っていますが、調達 WG でもご意見をいただいております、通報を広く受け止めて、被通報者側の協力もしっかり得な

から進めるような形にできるよう、できるだけそのようなあり方を目指して運用してまいりたいと考えています。以上です。

伊藤委員長：ありがとうございます。それでは、高村委員お願いします。

高村委員：ありがとうございます。3点、申し上げたいと思います。先ほど、松原委員がおっしゃったように、EXPOの持続可能性は社会的にも大変注目されています。ビジョンとしても持続可能な未来への貢献を非常に大きな基本となる考え方として置いているため、この点は非常に重要だと思っております。1点目は事務局へのご質問も入るのですが、山田委員あるいは松原委員がモニタリングあるいは、グリーンバンス・メカニズムについてご指摘になったところで、しっかり調達コードに従った調達が行われることが目的だと思っております。グリーンバンス・メカニズムは、ある意味では、それに対して不遵守の疑いがあるものについて、しっかり検討し、場合によっては是正を求めるきっかけを発見して改善していく仕組みだと思っております。このような意味で非常に重要だと思っております。他方で、この仕組みがうまく回る、また過度に対立的にならない、あるいはこのメカニズムが上手く機能するために、行われている調達そのものが基準を満たしているかということの情報をどのように確保し、確認していくか、ということが非常に重要となります。モニタリングという形で事務局から提示していただいておりますが、非常に多くの調達事業者が関わるため、特に懸念が大きいと思われるところに対して選別的、選択的に行うというご説明だったと理解しました。多くの事業者が関わるのを一つ一つインタビューしていく事務局の負担を考えると頷けるところですが、ここからはそのような制度があるのかどうかというご質問になりますが、この調達コードに基づいて調達をする、あるいはそれを供給する事業者が、調達コードに従って供給ないし調達をしていることの情報がどのような形で開示され、必要な人に届くようになっているのでしょうか。例えば、調達の際のサプライヤーの選定、あるいは調達者が実際に調達したものがどのように調達コードに該当しているか確認をしているという情報は、例えば協会側でどのように把握し、確認する仕組みになっているのかという質問です。協会側が全部確認するのは非常に負担が大きいということはその通りだと思いますので、むしろ情報をしっかり把握し、そして開示する仕組みによって担保するというところをお考えいただくのが効率的な方法ではないかと思い、質問と意見をさせていただきました。



2つ目は、改定された案を本日付けていただいておりますが、特にエネルギーの調達のところではカーボンニュートラルなエネルギーの調達をしようということを書き添えていただいたのは大変野心的ですし、同時に、今多くの企業さんがそうした取組をされている中、先導する EXPO として非常に重要な取組だと思います。この点についてぜひご検討いただきたいことは、先ほどガイダンスやガイドラインというお話をどなたかおっしゃっていましたが、特にこのカーボンニュートラルなエネルギーが何か、つまり、何を行うとカーボンニュートラルなのかということなのです。再生可能エネルギーの調達など事例としてはもちろんあるのですが、例えば、オフセットなどもお考えなのかなと思っておりまして、そのときに例えば排出クレジットによってオフセットがどのような形ならば、ここでのカーボンニュートラルに該当するのか、それを明確にさせていただくことが必要ではないかと思っております。

もう1つ、エネルギーの調達についてはパーム油や生態系の保全とも関わりますが、排出クレジット1つとっても、今回の G7 広島サミットの気候・エネルギー・環境大臣会合の最終文書で、質の高い炭素クレジットの条件を G7 で既に合意しています。そういう意味では、このような指針に基づいて、例えばオフセットを使ってカーボンニュートラルにする場合には、こういうものであるべきというものはお示しいただくと良いのではないかと思います。G7 の質の高い炭素クレジット、炭素市場のところではやはり強調されているのが、バイオマス燃料を始めとした、エネルギー調達のライフサイクル全体の持続可能性という点でもあります。これは、一方で再生可能エネルギー、バイオマス燃料の持続可能性については、経産省で議論をしているところで、既にライフサイクルでの人権配慮、環境配慮とともに、ライフサイクルの CO<sub>2</sub> 排出量についての 30 年目標値もほぼ出しているところです。したがって、先ほどの繰り返しになりますが、カーボンニュートラルなものを使用しなければいけないというときに、1つはオフセットの利用、そして2つ目にはとりわけバイオマス燃料ですけれども、バイオマス燃料のライフサイクルを通じた持続可能性という点、ライフサイクル全体としての CO<sub>2</sub> の大幅削減という点をしっかり盛り込んだガイドラインを作っていただきたいという要望です。

最後ですが、先ほど松原委員も冒頭におっしゃいました、サステナビリティに係る分野は、世界あるいは企業に求められる水準が日々加速的に上がっていると思っております、今作っていただいている調達コードについても、もう一

度ならず、かなりの頻度で見直していく必要があると思っております。この点はぜひ事務局でご検討いただきたいと思います。以上です。

伊藤委員長：ありがとうございます。それでは、ご質問もございましたので、事務局の方で受けていただきたいと思います。

事務局：博覧会協会志知でございます。まず1点目ですが、調達コードの遵守に関して、関連する事業者等での調達コードの遵守状況、特に情報の開示について、ご意見とご質問をいただいたかと思えます。調達コードの規定の中では、担保のためにサプライヤー等の方々に色々な取組を求めています。直接的に調達に関するどのような情報を開示すべきというところは、現状含まれていないという点を、まず事実としてお答えします。事業者が多く、博覧会協会のような規模で時限的な組織でもあり、全部に詳細な確認を直接することが難しいため、考え方としては、まずは、参加していただく、あるいは調達の契約を結ぶ前に、調達コードを定めていることをお伝えし、ご理解いただく形で、契約書には必ず持続可能性の確保の観点から取り組んでいただくこと、調達コードを遵守していただくこと、通報受付対応を含めて私どもから確認・モニタリングや何らかの対応をお願いする場合には協力していただくことを入れることで、何かあったときには一緒に解決に向けてしっかりやっていただけるように入口の契約の中で担保しています。もうひとつは、そのときに色々と情報が分からないということがあっては困るため、必ずしも開示ということではないのですが、調達に関しては、関係する記録を事業者のお手元では記録してくださいと、調達コードの中でお願いをしております。少なくとも一定期間置いていただき、私どもが通報等をきっかけに確認をさせていただくときには、情報を提供していただき、問題がわかったときにはしっかり対応できるようにできているのではないかと考えています。以上が1点目です。

2点目、先ほど言及いただいた、共通基準の脱炭素に関する改定の内容につきましては、有識者委員会のもとに別に設置している脱炭素WGでのご議論を踏まえ、調達コードに反映したものです。調達コードの記載としては、電気、都市ガス、LPガスにつきましてはカーボンニュートラルなものを使用しなければならないと記載しております。現時点ではそれ以上に詳細を示していませんが、先ほど高村先生がおっしゃったところで申しますと、例としては、クレジットによるオフセットや、バイオ由来のものは含めています。そのようなもの

によって、実際に燃焼したときに CO<sub>2</sub>排出量が実質ゼロとなるものという考え方で定めています。質の高いクレジットや、特にバイオマスに関する人権配慮の問題など、持続可能性の分野に関して色々な議論が進んでいることも承知しておりますので、そちらもしっかり把握しながら、運用の中でどのようにお伝えしていくかを引き続き検討してまいりたいと考えています。

3点目、調達コードの見直しについても言及いただきました。まさに加速的におっしゃったかと思いますが、非常に色々な動きがありますし、分野も非常に広いため、しっかりキャッチアップしながら、調達 WG におきましては、そのような動きを踏まえて年1回を目安に定期的に見直しの必要性についてご議論いただき、ご意見を踏まえて対応していきたいと考えています。

高村委員：ありがとうございます。脱炭素のところは、日本も同意をして、政府の中で、国レベルで議論されていることですので、ぜひご検討いただきたいと思います。もう1つ、供給する側のサプライヤーからの情報を出してもらうというのは、ぜひ協会に使っていただきたいです。協会のご負担を減らすことになると思うのと、結果的に不服申し立ての制度において、実際に供給されたもののサステナビリティの情報を出していただいていると、改めて探す必要がなくなります。その意味でも、グリーンバンス・メカニズムをスムーズに機能させる1つの大きな基盤になると思いますので、ぜひご検討いただければと思います。以上です。ありがとうございます。

伊藤委員長：ありがとうございました。他にご発言ございますか。それでは、朝野委員をお願いします。

朝野委員：ありがとうございます。調達コードの一部は、例えば農薬の問題や医薬品の問題、あるいは微生物の混入等の結果として出てきた成果物について、今後は一部で収去検査を行い、食品の衛生管理という結果として現れることがございます。もちろん、人権や CO<sub>2</sub>の問題はそこでは評価できませんが、ここに例えば水産医薬品の使用や農薬の使用等々の基準、調達コードの遵守すべきことがございますので、そのことは最終的な成果物として評価することは可能であるということを一言付け加えさせていただきます。以上です。

伊藤委員長：ありがとうございます。他にご発言ございますでしょうか。持続性可能性に配慮した調達コード第2版、また通報受付対応要領、助言委員会及び通報対応アドバイザー会議の要綱につきまして、色々なご意見、コメントをいた

いただきましたので、私の方で引き取らせていただき、事務局と調整した上で、なるべく反映した形で決定し、公表することにしたいと思います。よろしいでしょうか。特にご異議がないのであれば、そのように進めさせていただきたいと思います。それでは、次の3つ目の議題である「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画（第2版）」の検討事項についてご説明をお願いします。

### ③「持続可能な大阪・関西万博にむけた行動計画（第2版）」の検討事項について

事務局：博覧会協会持続可能性部の仲秋です。資料8-8に基づきまして、「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（第2版）」の検討事項についてご説明を申し上げます。まず、本年3月3日の第7回持続可能性有識者委員会でご審議いただき、その後公表した行動計画（第1版）に対する意見募集の結果について、ご報告します。意見募集は4月28日から5月29日の期間で実施し、13者の個人・団体から23件のご意見をいただいております。意見募集でのご意見の概要と博覧会協会の対応、考えについてご説明します。まず、資源循環に関するご意見として、配布物の電子媒体と紙媒体の共存が望ましいというご意見がございました。このご意見に対しては、紙の地図等との併用についても引き続き検討していくこととしています。続いて、自然生態系に関するご意見として、自然環境の復元と合わせて責任部署を明らかにしてほしいとのご意見がございました。このご意見に対しましては、環境影響評価書に記載の通り、適切に事業を実施していくこととしています。また、自然環境・生態系の保全回復には、市民団体や専門家などが入った協議会を自治体と連携して設置し、具体的な計画を作るべきとのご意見がございました。このご意見に対しまして、会場準備などにおける自然環境・生態系の保全回復に向けた取組については、自然保護団体など市民団体と可能な限り情報共有や説明会での意見交換を行っており、引き続き継続していきたいと考えています。また、夢洲における自然環境・生態系の保全回復等については、土地の所有者の大阪市と調整しながら検討していきたいと考えています。続いて、自然・生態系に関するご意見として、自然・生態系の指標について、水鳥の飛来状況を指標とし、あわせて協議の開催やイベントの実施回数を指標とすることが望ましいとのご意見がございました。このご意見に対して、「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画（第2版）」のとりまとめに向けて、自然環境・生態系の保全回復に関する指標の追加について、引き続き検討していきます。また、万博後の会場は、自然再生公園としてレガシーを目指すべきとのご意見がございました。こ

のご意見に対しては、大阪・関西万博終了後の跡地利用についてのご意見であることから、地元の自治体等と連携し、できる限り自然環境の保全および創造に配慮してまいりたいと考えています。続いて、持続可能な調達に関するご意見として、調達コードの遵守や監査の体制について明示すべきとのご意見がございました。このご意見に対しては、調達コードの遵守状況の確認・モニタリングなどの担保方法について調達コードに明示しており、ホームページなどで公開するなど周知を図るとともに、サプライヤーを初めとする関係者に対しては、契約書において調達コードの不遵守があった場合の対応について定めるなどにより調達コードの遵守を求めています。続きまして、インクルーシブネスに関するご意見として、高齢者の社会参加、労働参加の点から高齢者をパビリオンのアテンダントとして雇用するなど、万博会場での実装を検討してほしいとのご意見がございました。このご意見に関して、博覧会協会では、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、スタッフ及びボランティアを採用、公募していくこととしています。

ここからは、行動計画（第2版）に向けた検討事項について、ご説明を申し上げます。行動計画（第2版）のとりまとめに向けて、企業等が経済、環境、社会に与えるインパクトについては、プラスとマイナス、外部に与えるものと外部から受けるものの両方を含んでいます。これらを対外的に報告し、持続可能な発展への貢献を説明するためのフレームワークとして現在広く参照されているグローバル・レポートング・イニシアティブ（GRI）スタンダードを参考にし、意見募集の結果も踏まえつつ、行動計画（第2版）のとりまとめを進めていきたいと考えています。GRIスタンダードを参照し、追記する主な事項としては、第1章で博覧会協会の組織、職員構成、ガバナンス等に関する事項、第3章で個別取組とその進捗管理に関する指標、目標、実績、第4章で持続可能な大阪・関西万博全体の指標を考えています。

具体の追記事項について、ご説明を申し上げます。Planet(生態系、環境)については、温室効果ガス排出量算定・削減目標の精緻化、EXPO グリーンチャレンジの進捗、及び見せ方・伝え方について脱炭素 WG でご検討いただき、目標および記載を追加していきたいと考えています。2つ目、廃棄物削減の目標値の精緻化、リデュース、リユースの目標設定、及び見せ方・伝え方について資源循環 WG で検討いただき、目標及び記載を追加していきたいと考えています。3つ目、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の枠組を参考

に、自然環境・生態系に関する検討、取組について記載を追加していきたいと考えています。

Prosperity(サプライチェーン、バリューチェーン)については、先ほどご説明差し上げました「持続可能性に配慮した調達コード」の改定及び通報受付対応(グリーンバンス・メカニズム)についての記載を追加してまいります。

Peace(平和、公正、インクルーシブネス)については、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言をはじめとする国際スタンダード、「ビジネスと人権に関する行動計画(2020—2025)」が2020年10月に、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が2022年9月に策定される等、国内の動きも踏まえ、人権に関する方針、目標、労働安全衛生等に関する検討、取組についての記載を追加していきたいと考えています。その他の事項としまして、体裁や見やすさ、読みやすさについても配慮していきたいと考えています。

続きまして、持続可能性有識者委員会の今年度の予定として、2023年11月に第9回委員会を開催して、人権に関する取組の方向性や、代表的な指標に関する検討についてご議論をお願いしたいと考えています。また、2024年2月には第10回委員会を開催し、持続可能性行動計画(第2版)(案)についてご審議をお願いしたいと考えています。最後に、こちらの表は今年度の予定を示したものです。有識者委員会、各WGでご議論いただきながら、2024年3月には行動計画(第2版)及びグリーンビジョン(2024年版)を公表すべく検討を進めてまいります。

伊藤委員長：ありがとうございます。只今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、ご発言いただきたいと思います。渡邊委員、よろしくお願い致します。

渡邊委員：ありがとうございます。行動計画(第1版)に対しての意見のご紹介がありました。自然生態系に関する意見もご説明いただきました。その中に1つ、自然環境・生態系の保全回復の計画作りのための協議会の設置を求める意見がありました。協会で説明、意見交換の場を設ける等、色々な人たちの知恵を集める努力をしているという説明をいただきました。ぜひ、そちらを深めていただきたいと思います。未来社会をデザインする上で、共同のデザイン作りのプロセス、Co デザインの重要性がとても高まってきていると思います。その

意味で、20年前に行われた愛知万博の際のそのようなデザイン、共同の検討の体制よりも一歩進めた形で、様々なセクターの知恵を生かすようなデザインの検討プロセスをぜひ動かしていただけたらというのが嬉しいです。もう1つ、指標に関する意見もありました。これは、効果的な保全回復を実現していく上で、指標は大事な点であると思います。この指標の検討についても、共同デザインで専門家や市民団体をはじめとして、様々な人たちの知恵、意見を集めて議論する場を設け、より良い指標、分かりやすい指標を設定していくことができたらと思っています。検討の成果を行動計画（第2版）に反映していくように、検討作業を進めていただけたらと思います。以上です。

伊藤委員長：ありがとうございます。他にご発言ありますか。山田委員、お願いします。

山田委員：行動計画について、ご説明ありがとうございました。10ページのProsperityと11ページのPeaceで、違和感のあるところがありました。10ページの「Prosperity（サプライチェーン、バリューチェーン）」で、先ほどまで我々が議論していた調達コードのお話や、グリーンバンス・メカニズムの話について書かれています。11ページでは「Peace（平和、公正、インクルーシブネス）」とあり、11ページの目指すべき方向のところに、「国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及び…」等々が出てきます。「平和、公正、インクルーシブネス」について、なぜ私達はここで指導原則に則った万博運営をしなければならないのかというのは、つまり協会、運営自体が経済アクターであるからということですよ。だから、調達コードを作り、グリーンバンス・メカニズム作りを実施してきています。それは、私が理解するには、指導原則に基づき、そしてOECD 多国籍企業行動指針等々を指針として、今企業の方々を中心に人権尊重の取組が進められ、日本政府もビジネスと人権の行動計画を作った、その流れの一つの具体的な方法だと思っています。そのため、ここで「平和、公正、インクルーシブネス」でこの指導原則があり、先ほどの持続可能な調達コードが「Prosperity」のところにあるというのは、説明として難しく、根本的なものがずれているような気がするという意見です。もう1つ情報としましては、OECD 多国籍企業行動指針は、皆さんご承知の通り、6月頭に大きく改定されまして、OECD 多国籍企業行動指針の名前自体も責任ある企業行動指針となり、人権はもちろん、環境に関しても生物多様性、アニマルウェルフェア、気候変動の話も盛り込まれまして、人権に限らず、環

境のデュエディリジェンス、様々な技術の使用に関しても人権配慮するといった、非常に大きく幅が広がった行動指針になっております。このようなことを理解した上で、行動計画に確実に言及していただきたいと思っております。

伊藤委員長：今の点、何か事務局ございますか。

事務局：永見です。ありがとうございます。1点目については、5つのPに分けたものの、全て繋がっていると書いております。ただ、やはり書くときにはそれぞれ分類して書くこととなり、このような書き方になっているところですので、そもそもの方針の分類でもありますので、また後で一度ご相談させていただいて、もし修正を加えるべき点がある場合には検討したいと思っておりますので、別途、ご相談させていただければと思います。

山田委員：ありがとうございます。後ほど、よろしく申し上げます。

伊藤委員長：他にどなたかご発言ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議題の4つ目に進みたいと思っております。万博を活用した「持続可能な開発のための教育（ESD）」の検討について、ご説明をお願いします。

#### ④万博を活用した「持続可能な開発のための教育（ESD）」の検討について

事務局：永見から資料8-9でご説明を差し上げます。ESD、教育関係についてのヒアリングを行いましたご報告と、こちらに関連してご意見があればお伺いしたく、お時間をいただきました。グリーンビジョンでは脱炭素編、資源循環編、それぞれ展示のあり方の検討、とりわけ会場内で民間、参加国と連携して子ども、若者に対する訴求方法について検討すべきとあります。こちらに関して、今日ご出席の下田座長や崎田座長などと協議し、対象を区切って検討する必要があること、高校生までを当面の対象として検討をするということにしました。このため、大阪府教育庁や奈良教育大学及川准教授の紹介によるESD、国際的にEducation for Sustainable Developmentというものがあり、こちらに造詣の深い学校関係者約20名にお集まりいただき、意見交換をした報告です。資料の最初につけた内容は既にご承知のもので、当日、先生方にご意見いただくにあたり万博の紹介をしたものになります。各国のパビリオンのコンセプトも民間パビリオンのコンセプトも出てきています。グリーンビジョンでは、水素、再生可能エネルギー、カーボンリサイクルを重点的に柱に見せていき、会場内での資源循環については、様々な取組を実施し、会場外でもグリーンチャレンジということで、万博をきっかけとした行動変容を働きかけていく



ことを予定していることを前提で、先生方にお伺いしました。気候変動、資源循環を中心に大阪・関西万博が次世代の行動変容のきっかけとなるものにしたと考えており、小学校、中学校、高校において万博を教育の素材として活用してもらいたいと思っております。実際、大阪府や滋賀県では、全生徒・児童を万博に連れていこうという話も出てきているとのことで、万博について事前、来場時、事後、会場内、会場外でどのように取り組むか、そのために主催者側として、どのような準備をすべきか、どのような連携が可能かについてご提案いただきたいと、先生方にお話を伺いました。さらに具体的に申し上げますと、例えばという具体的な論点を提示させていただき、意見をお伺いしました。どのようなテキストや教材が必要なのか、出前授業、出張授業は希望するのか、気候変動、資源循環とも脅威を訴えるという点で、万博は明るい未来を見せていくところが中心になりますが、しっかり脅威を訴えていくべきか、それはどこでやるべきなのか。展示の工夫について、SDGsのアイコンや「五感を使った」というキーワードはありきたりな言葉としてよく言われますが、そのような工夫はどのようにできるか等をお伺いするということで、先生方にご相談を差し上げました。こちらのページが、結果の概要となります。万博を一過性の学びから継続性・発展性のある学びの場としていくために、気候変動・資源循環の教育の新たなスタートとして万博を捉えられないかということの関係として、教材は何かしらあった方がよいが、今の時代、ウェブ上でいいのではないか。会場に持ってくるものは、冊子やPDF等でプリントアウトしておくものの方がよいけれども、学年の変わり目というのもあるため、会期が始まる直前、2025年3月などで良いのではないか。また、参画が重要であり、子どもが作ったものが会場にあるとか、子どもが作るプロジェクト、事業ができると参加意欲も高まるのではないか。万博で課題を見つけて事後に調べたり、議論できるような万博がよい。違う意見ですが、事前に課題を学び、解決策を見つけられる万博がよい。環境問題などの脅威を伝える方法として、現状認識が重要である。そこから、課題が何かを考え、企業や各国の取組姿勢を学び、自分なりの解決策を実行することが重要。ウェブをしっかりと活用し、事前学習に加えて会場に来られない人でも万博にアプローチできるものという位置づけが必要。可能であれば、会場、パビリオンとのやり取りみたいなものも検討いただきたい。大学生に関与してもらい、大学生が児童に教えるような形は効果が増すのではないか。また、気候変動・資源循環教育の交流・発信の場となるためには、という関連で意見をいただいています。気候変動教育は世界的に注

目されている分野で、万博がモデルとなり発信していくことはできないか。実践協力校のようなものを募ってもいいのではないか。海岸漂着ごみのように同じテーマでありながら、それぞれの地域が異なる課題を抱えているテーマについて、課題を持ち寄り、他校、海外と交流できるとよい。食品ロスについて、万博で取り入れる手法を学校、地域に持ち帰るようなことができないか。知識だけでなく、万博で配った苗を持ち帰って植林するなど、会場と地域が繋がるような取組ができないか。広げていくためには、来場した高校生がインスタ、動画で発信したくなるようなものという視点も重要。会場外の環境技術についてツアーで見学できると良い。グリーン水素等の電源を見える化する的方法として、子どもたちが主催する音楽イベントをクリーンな電源で開催するなど検討してはどうか。このようなご意見をいただきました。

現在のところまでで申し上げますと、ウェブ上のコンテンツにしっかりしたものが必要というご指摘の1つとしてあると思っています。それから、参画というキーワードをご意見として多く頂戴しました。このあたりを中心に、大きなもの、施設設備など半年間存在するようなものはほぼ決まってきたという中で、ある意味ソフトウェアのような部分でどのような工夫ができるかというのは考えていきたいと思っております。本日も先生方にご意見を頂戴し、こちらも反映し進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

伊藤委員長：ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、あるいはご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。竹内委員、お願いします。

竹内委員：ご説明いただき、ありがとうございます。万博というものをイベントにとどまらずに学びの場として活用していくため、教育現場等ともディスカッションを重ねていただいているということで、まずはお礼を申し上げたいと思います。一方で、今ご説明の背景にあったのかもしれませんが、このような持続可能な社会への転換は、誰かが誰かに教えるといった手段の問題ではなく、まだ社会が解を手にしていない問題だと思えます。そのような中で、SDGsやESGについては、今教育現場でも非常に知識としては浸透している訳ですが、一方で、まだ解のないような問いや、自分が主体としてできること、あるいはみんなで考えなくてはいけないことに対して継続的に議論をしていくということ、解がないからといって諦めるのではないということが必要と思えます。教

える、伝えるにとどまらず、共に考えることの習慣化に向け、ご検討いただけると大変ありがたいと思った次第です。以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊藤委員長：ありがとうございます。それでは、下田委員お願いします。

下田委員：ありがとうございます。今日通じて申し上げます。8 ページにある、展示案のインパクトの点が、まだこれからの段階であり、しっかり見せ方を考えていけないといけないと思います。1 つ前の資料でも脱炭素 WG の大きな課題として挙げていただいておりますように、博覧会はインパクトを与えるためのものですので、様々な方に対するインパクトのある伝え方をしっかりやっていくというのが大事です。調達コードの話で、いわゆるスコープ 1 やスコープ 2 に関係するところはかなりできてきているように思います。あとはスコープ 3 で、会場の外側に展開した先ほどのグリーンチャレンジのような話とも連携しながら、どのように博覧会の脱炭素を大阪・関西あるいは参加来場者の方に伝えていくかということこれから考えることです。その中でも、今回挙げていただいた教育との連携は非常に大事なものと認識しています。意見交換を私も拝聴し、先生方の熱心なご意見を伺いました。先ほどの永見部長の話聞いて 1 つ思ったのは、もちろん博覧会はポジティブに見せる場なのですが、日本の今の状態で言うと、温暖化に関する深刻さの認識が高くない感じがします。その点をどのように認識してもらった上で、万博で提示する色々な会議をポジティブなものとして受けてもらえるかという、全体像をもう少し検討しないといけないと思いました。

1 つだけご質問です。ここで色々議論に出たような、小中高校生等に対するプログラムと、今日の一番初めに出てきたテーマウィークの話は何か連携できないのでしょうか。もちろん、テーマウィークはその日に行かなければ参加できない訳ですけども、資料にあったウェブを使えば、テーマウィークの中で日本の子どもの学びの場というのが提供できればいいとも思いました。これについて、どのような可能性があるか、協会の方からお答えいただければと思います。以上です。

伊藤委員長：今の点について、何か今の時点で協会の方からありますか。

事務局：はい、可能か不可能かということで申し上げますと可能かと思っておりますので、ご意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

伊藤委員長：ありがとうございました。それでは、渡邊委員をお願いします。

渡邊委員：ありがとうございます。持続可能な未来社会を作っていく上で、脱炭素、資源循環、そして自然共生、この3つの社会を統合的に作っていくアプローチが非常に大事で、それぞれ3つの社会は繋がっていると思います。そのため、ESDの活動の中でもどのように組み込んでいったらいいのか検討を要すると思うのですが、自然共生の視点をうまく組み込んでいけないか、考えていただくことが必要と思いました。下田委員からご指摘のあったように、テーマウィークとの連携という中で、テーマウィークで生物多様性、自然共生というテーマの活動があるとすれば、そういったところも組み込むためのヒントと思いました。ご検討のほどよろしく願いいたします。

伊藤委員長：ありがとうございます。他にどなたかご発言ございますか。

浅利委員：私自身も、教育関係の方々とのワークショップに出させていただき、可能性やわくわくするようなアイデアが出てきたと思っています。今後どのように拾っていくかという具体化までそのときはされていなかったと思いますので、私自身も活用したいと思っていますし、この知見をぜひ生かしていただきたいです。また、私は京都府の万博の委員をしております。若者たちがこの万博がきっかけに、このようなことをしたなと後から思ってもらえるようなフィールドを積極的に作っていただいて、それを私達ぐらいの世代も支えるという形を意識しなくてはいけないと考えております。このように資料が出るのも、この持続可能性委員会が貴重な場の1つと思います。みんなで支えることができたらと思い、改めて聞きました。よろしく願いいたします。

伊藤委員長：ありがとうございます。本日の議論は、以上となります。行動計画（第2版）、万博を活用したESDにつきましては、本日のご意見も踏まえて、事務局で検討を進めていただきたいと思います。また、本日はご発言いただけなかった点や、新たなご提案等につきまして、もしございましたら、後ほど事務局までメール等でご連絡いただければと思います。

以上